

(仮称)留萌北部(沿岸)  
広域風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 8 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

# 目 次

第1章	方法書についての一般の意見の概要及び事業者の見解	1
1.1	方法書の公表	1
1.1.1	方法書の公告・縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
1)	日刊新聞による公告	1
2)	インターネットによるお知らせ	1
(3)	縦覧場所	1
1)	地方公共団体庁舎	1
2)	インターネットの利用	2
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
1.1.2	方法書についての意見の把握	2
(1)	意見書の提出期間	2
(2)	意見書の提出方法	2
(3)	意見書の提出状況	2
1.2	方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	2
1.2.1	一般意見	2

## 資料

- ・ 1. 公告、お知らせ
- ・ 2. 縦覧状況
- ・ 3. ご意見記入用紙

## 第1章 方法書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)に基づく、方法書についての公表に関する事項並びに方法書に対する一般(住民等)の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は次のとおりである。

### 1.1 方法書の公表

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条に基づき、一般(住民等)に対し、環境の保全の見地からの意見を求めるため方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を縦覧に供した。

#### 1.1.1 方法書の公告・縦覧

##### (1) 公告の日

令和5年6月1日(木)

##### (2) 公告の方法

###### 1) 日刊新聞による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和5年6月1日(木)付 北海道新聞(日刊)
- ・令和5年6月1日(木)付 日刊留萌(日刊)

###### 2) インターネットによるお知らせ

下記ウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/100751.html>
- ・天塩町のウェブサイト  
<https://www.teshiotown.hokkaido.jp/?p=21950>
- ・遠別町のウェブサイト  
<http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/docs/2022021700040/>
- ・初山別村のウェブサイト  
[http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/shosanbetsu/?division\\_categories=kikakushinkoushitsu](http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/shosanbetsu/?division_categories=kikakushinkoushitsu)
- ・(株)ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト  
<https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/>

##### (3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎7か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

###### 1) 地方公共団体庁舎

- ・北海道宗谷振興局環境生活課(稚内市末広4丁目2-27)
- ・北海道留萌振興局環境生活課(留萌市住之江町2丁目1-2)
- ・天塩町役場(天塩町新栄通8丁目1466番地の113)
- ・天塩町役場雄信内支所(天塩町字オヌブナイ3462番地の13)
- ・遠別町役場(遠別町字本町3丁目37番地)
- ・遠別町生涯学習センター(遠別町字本町4丁目1番地の25)
- ・初山別村役場(初山別村字初山別96番地1)

## 2) インターネットの利用

事業者のホームページに方法書の内容を掲載した。

- ・(株)ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト  
<https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/>

## (4) 縦覧期間

令和5年6月1日(木)から令和5年7月14日(金)までとした。なお、電子縦覧は次段階の環境影響評価図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能とした。

- ・地方公共団体庁舎 開庁・開館時とした。
- ・インターネット 縦覧期間中常時アクセス可能とした。

## (5) 縦覧者数

縦覧者数は、各縦覧場所に設置した記録表に記入のあった人数である。

- ・北海道宗谷振興局環境生活課：0名
- ・北海道留萌振興局環境生活課：1名
- ・天塩町役場：1名
- ・天塩町役場雄信内支所：0名
- ・遠別町役場：0名
- ・遠別町生涯学習センター：0名
- ・初山別村役場：0名
- 合計： 2名

### 1.1.2 方法書についての意見の把握

#### (1) 意見書の提出期間

令和5年6月1日(木)から令和5年7月14日(金)までとした。  
(郵送の場合は当日消印有効とした。)

#### (2) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出(当日消印有効とした。)

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通、意見総数は17件であった。

### 1.2 方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

#### 1.2.1 一般意見

方法書について、前項で述べたような手法に基づき、地域への情報提供を行った。住民等の意見及びそれに対する事業者の見解は次頁以降の表に示すとおりである。

方法書についての提出された意見と事業者の見解(1)

【意見書その1】

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>遠別町在住で趣味で野生動物の写真撮影をしています。一年を通して色々な野鳥がやって来ます。建設候補地にオジロワシの営巣地があるかもしれません。調査員が何回もいらしてるのを見ているのでご存じかと思いますが大体の場所を地図に印を付けてみました。それ以外にも北里地区はツメナガセキレイを始め小鳥が営巣していると思われます。遠別川流域は河口から上流部までワシやミサゴが来ます。川で餌を捕ったり休憩しています。ミサゴの営巣地は分かっていますが毎年4～6組は子育てをしていると思われます。富士見 金浦地区の海岸線はワシ達も集まります。バードストライクや営巣地の破壊等が無いよう建設直前まで調査の徹底と場所の熟考をお願いしたいと思います。</p>	<p>オジロワシの営巣地に関する情報を提供いただきありがとうございます。 現地調査においては適切に猛禽類等の希少鳥類の繁殖状況や生息状況等を把握し、影響の程度を適切に予測及び評価をまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

方法書についての提出された意見と事業者の見解(2)

【意見書その2】

No.	一般の意見	事業者の見解
2	<p>(1) 計画地選定の観点からの意見</p> <p>貴社が対象事業において計画段階環境配慮書における事業実施想定区域から方法書における計画地へと絞り込みを行う際に、自然環境への配慮から重要野鳥生息地（IBA）および生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、自然公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、特定植物群落、稚咲内砂丘林および湖沼を外したことは一定の評価ができる。</p> <p>一方、自然環境、特に希少な鳥類の生息地や自然環境の保全の観点からは、以下に示す地域も除外したうえで、さらなる計画地の絞り込みを実施すべきである。</p> <p>①環境省が行う植生自然度調査の結果および植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として用いられている植生自然度のうち、きわめて自然性が高いとされる植生自然度9および10に分類されているエリアをすべて除外して、再度、計画地を選定すべきである。</p> <p>②環境省が作成した陸域版のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図にある注意喚起レベルA1・A2・A3・B・Cのメッシュには、風力発電施設（以下、風車という）の建設によるバードストライクや障壁影響、生息地放棄などの影響を受けやすいと考えられる鳥類の重要種が生息するか、集団飛来地が存在する。そのため、予防原則の観点からも、現状で計画地と重なっている注意喚起レベルA3・Bおよび集団渡来地のランク1に選定されているメッシュと重なる地域をすべて除外して、再度、計画地を選定すべきである。</p> <p>③希少猛禽類のチュウヒ（絶滅危惧IB類、国内希少生動植物種）が計画地内に複数つがい繁殖している可能性があることが当会で行った調査により分かっている。当会が行った調査（浦ほか2019）やSenzakiほか（2017）により、チュウヒは風力発電施設の建設によりバードストライクや生息地放棄を起こす可能性が高いことが分かっていることから、チュウヒの繁殖地の周辺には風力発電施設を建設すべきではない。計画地を含むサロベツ原野とその周辺地域はチュウヒにとって好適な生息環境が広がっていることから、計画地とその周辺にある、すべてのチュウヒの生息環境（営巣環境、採餌および採餌環境）を除外して、再度、計画地を選定すべきである。</p> <p>⑥貴社が行う前倒し調査の結果や地域住民および専門家、行政機関等へのヒアリングにより、風車建設によりバードストライクや障壁影響、生息地放棄などの影響を受けやすいと考えられ、かつ環境省または北海道のレッドリストで準絶滅危惧種以上に選定されているマガン、ヒシクイ（亜種オオヒシクイを含む）、サンカノゴイ、タンチョウ、オオジシギ、ウミネコ、オオセグロカモメ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、クマタカ、ワシミミズク、シマフクロウ、アカモズ、マキノセンニュウ、シマアオジの渡り経路を含む繁殖地等の生息地が存在することが判明している場合は、該当する種が生息する地域をすべて除外して、再度、計画地を選定すべきである。当会が行った調査の結果から、ガン・ハクチョウ類の重要な移動・渡り経路が計画地内に存在する可能性が高いため（浦ほか2021）、ガン・ハクチョウ類の移動・渡り経路を妨げないように、再度、計画地を選定することが、計画地における鳥類保全上重要となることを貴社は認識すべきである。</p>	<p>現在、猛禽類調査等を実施しているものもござい ますが、今後実施する現地調査において適切に、植 生の分布状況や、希少鳥類の繁殖状況、生息状況、 渡り経路等を把握し、影響の程度を適切に予測及び 評価をしてまいります。</p> <p>その上で、各種の影響の程度について専門家等の 助言を踏まえ適切に予測したうえで、影響を回避・ 低減できるよう努めてまいります。</p> <p>また、近隣の他の施設については可能な限り情報 収集を行い、必要な項目については累積的影響を予 測、評価し、専門家の意見も交えながら、風車の設 置位置を十分に検討するよういたします。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

2	<p>⑦計画地の周りには、既設のオトフルイ風力発電所、天塩発電所、ユーラス遠別ウインドファームの他、計画中の幌延町・天塩町における風力発電事業、(仮称)浜里風力発電事業、幌延浜里風力発電事業、幌延風力発電事業更新計画など、複数の事業および計画が存在する。これらの既存事業および計画が対象事業の存在と相まって生じる影響であり、かつ影響の程度の予測が容易ではない累積的影響が発生しないように、専門家の意見も交えながら、風車の設置位置を十分に検討すべきである。</p>	
3	<p>(2) 調査方法の観点からの意見</p> <p>①ラインセンサス調査の実施を四季に1回としているが、4～7月は各月で実施し、特に計画地で繁殖する鳥類の種数をもっとも多くなる5月および6月は月2回以上実施し、計画地で繁殖する鳥類について詳細を把握すべきである。なお、計画地には希少種が多く繁殖するが、希少種は調査中における出現確率が低いため、それらの生息状況を詳しく把握するには、事前に調査日数を設定せず、繁殖時期の一定期間内で鳥類の出現種数が飽和するまで調査を継続すべきである。</p> <p>②ラインセンサス法による調査で重要種(マガン、タンチョウ、シマクイナ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ハヤブサ、ウズラ、サンカノゴイ、オオジシギ、ウミネコ、ハイタカ、アカモズ等)が確認された場合、直ちにそれらを対象にした調査(希少猛禽類調査または任意観察調査)を実施すべきである。</p> <p>③希少猛禽類の調査についてはチュウヒを想定し、各月1回の調査を実施するとあるが、チュウヒは計画地ではもっとも生息動向に留意すべき鳥類である。そのため、貴社は各月1回の調査頻度に拘らず、4～8月は各月複数回の調査を実施するなど、現地でのチュウヒの繁殖や出現状況に合わせ、適切な調査頻度で調査すべきである。</p> <p>④希少猛禽類における定点観測法による調査について、設定した観察定点からの視野を示す視野図を作成し、計画地のうち風車設置対象区域がすべて視野に入っているか確認し、もし視野に入っていない場所があれば、観察定点を増やす等の措置が必要である。ここに記載されている調査方法から、貴社は空間飛翔調査を行うことが読み取れるが、そうであれば、すべての風車設置対象区域で空間飛翔調査を実施し、風車設置対象区域全体における鳥類の衝突確率等を計算できるように観察定点を設置しなければならない。</p> <p>⑤チュウヒが営巣していると考えられる地点から半径500m以内には繁殖の攪乱を避けるため立ち入らないようにして、調査すべきである。</p> <p>⑥渡り鳥における定点観察法による調査については、レーザーレンジファインダーなどの機器を使用して、なるべく正確な飛翔位置や高度を計測すべきである。そのうえで衝突確率の計算や影響を評価すべきである。</p>	<p>本方法書の調査時期及び調査手法については、専門家等の助言を踏まえたうえで設定したものでありますが、いただいたご意見を踏まえて、より良い調査方法を検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

方法書についての提出された意見と事業者の見解(3)

【意見書その3】

No.	一般の意見	事業者の見解
4	<p>■環境影響評価図書の縦覧</p> <p>・周知方法 環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社のホームページに限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関のホームページ上での掲載など、関係者の協力を得て、より多くの人に周知するよう努力をすべきです。</p> <p>・閲覧方法 環境影響評価図書（以後アセス図書）の縦覧場所は一部土日にも開館している場所も含まれますが、多くの場所で土日閉館の役場に限られるため、道の駅は図書館などの土日にも開館している場所を縦覧場所に加えるべきです。配慮書では縦覧場所だった幌延町が対象から外れていました。天塩町の計画区域は幌延町の市街地から十分に視認できる位置にあるため、対象に加えるべきです。尚、垂直見込み角による景観の判断基準は球形で複数が立ち並ぶ風発にはあてはまりません。</p> <p>アセス図書は依然としてダウンロードや印刷ができません。数百ページのアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的な方法ではありません。縦覧期間が過ぎてしまうと環境影響評価図書と整合して実態を確認することができません。アセス図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないかを地域住民等が精査可能なことが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民との合意形成を図るうえで不可欠です。そのため、縦覧期間後も地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能にし、随時インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきです。幌延風力発電事業更新計画環境影響評価ではすべての図書がインターネット上で常時閲覧可能となっているため、その情報を貴社も有効に活用することが可能です。地域住民との合意形成を図るには、環境影響評価手続きにおける透明性と公平性の確保が不可欠です。また、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に対して事前に相談し紙媒体の図書を提供すべきです。</p>	<p>環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知については、弊社のホームページのほか、関係自治体のホームページ、北海道新聞、日刊留萌新聞において周知しております。</p> <p>より多くの人に周知できる縦覧方法と意見書の提出方法につきましては、頂いたご意見を踏まえ、社内で検討を重ねてまいります。</p> <p>また、閲覧については、一部施設を除き、土日に縦覧可能な場所を十分に確保できておらず、ご不便をおかけしております。縦覧場所につきましては、今後、関係機関等のご協力を得て土日にも縦覧可能な場所を検討してまいります。なお、幌延町については、配慮書当時の事業実施想定区域の北側を大きく削減したことにより、環境影響が及ぶと想定される範囲（「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会 1981年）において「景観的にほとんど気にならない」とされる視野角1度を下回る距離として、安全側の予測となるよう、風力発電機の最大高を210mと想定し、対象事業実施区域から12kmの範囲）に含まれる幌延町は天塩川河口部のごく一部のみであり、主要な眺望点が存在しないことから、関係自治体から除外したものです。</p> <p>環境影響評価図書の保存・印刷を不可としている点については、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は出来ないものと考えています。しかしながら、多方面より同様のご意見をいただいていることから、今後、社内で図書の公開に向けて検討を重ねていく所存です。</p> <p>なお、電子縦覧の期間については次段階の環境影響評価図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能とし、より長い期間閲覧いただけるように配慮しました。</p>
5	<p>■風力発電機の設置対象</p> <p>施設から500m以内の設置除外は騒音や健康被害の観点から近すぎるため2km以内とすべきです。</p>	<p>風車からの離隔について、騒音の調査、予測、評価の結果を踏まえ、必要に応じて風車設置位置の変更を検討してまいります。</p>
6	<p>■調査全般</p> <p>調査時期を季節だけでなく上中下旬など具体的な時期を示さないと特に鳥類の渡調査などは適切な調査時期を逸する可能性があります。具体的な調査時期は方法書に対する意見を述べるために不可欠な情報です。これを踏まえて方法書を修正し再提出・再度意見を募集すべきです。</p>	<p>調査適期については調査実施年の気象条件により異なってくると考えてくるため、調査時期については、調査実施年の気象条件を踏まえて設定する方針で考えております。</p>
7	<p>■騒音調査</p> <p>計画事業全体的な区域の1-2km以内に多数の住居・施設が存在しますので、健康被害が出る恐れがあります。実際に稚内市川南風発周辺では2km以内で健康被害の話が挙がっているため、予防原則を踏まえ住居から2km以内を計画事業区域から除外すべきです。加えて、計画事業区域に設定されている金浦原生花園と旭温泉を工事及び施設の稼働を対象とした騒音調査地点に加えるべきです。遠別川沿い計画事業区域から近い農家周辺も騒音調査地点に加えるべきです。</p>	<p>風車からの離隔について、騒音調査地点における調査、予測、評価の結果を踏まえ、必要に応じて風車設置位置の変更を検討してまいります。</p> <p>騒音調査地点は、事業による最大の影響を把握するため、風力発電機設置検討範囲から最も近い住居等を選定しております。そのため、当該地点における騒音の影響は、調査地点において調査、予測、評価を行うことで把握できるものと考えております。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。



8	<p><b>■景観調査</b>  事業実施想定区域内と周辺には、天塩町運動公園、鏡沼公園、旭温泉、みさき台公園、茂初山別川公園、東山樹園などの景観地点を景観調査に追加すべきです。尚、景観資源は利尻山だけではなく、風景すべてが重要ですので 360 度をフォトモンタージュ調査の対象に評価すべきです。全体的に景観の眺望点の数が少なすぎますので、上記の地点を参考に眺望点として設定し調査・評価すべきです。フォトモンタージュの調査は視界が良好な日に限定して実施すべきです。</p> <p>景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準には適応できません。この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまらないからです。景観調査地点に追加する基準として垂直見込み角 1℃が用いられていますが、サロベツ湿原センターから 12 km離れた浜里風発は同センターからはっきりと視認できサロベツ湿原と砂丘林を含む雄大な何も無い景観を現実として大きく損なっていますので、利用されている鉄塔の基準には参考になりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです（フォトモンタージュでは判断されていません）。また風車の景観的評価は人の考え方に大きく依存することが明らかになっています（道北で増える風力発電について考える（2021/12/12）講演内容より  <a href="https://www.youtube.com/live/Hmam99vbH4w?feature=share">https://www.youtube.com/live/Hmam99vbH4w?feature=share</a>）。</p> <p>加えて、景観に対して敏感で影響を強く受ける自然保護団体や地元在住で日頃から風車を眺める場所に住む人や各種自然関連施設の利用客から意見を聞いて影響を判断することが必要です。</p>	<p>景観の眺望点の追加については、事前の現地踏査及び関係自治体へのヒアリングを行い地点の設定をさせていただいております。</p> <p>追加の調査地点の必要性については、頂いたご意見を踏まえ、自治体とも調整し、検討を重ねてまいります。</p> <p>風景への影響については、主要な景観資源への影響評価を行うものとして検討を行っておりますが、眺望点と風車との位置を踏まえて、広範囲のフォトモンタージュ等の作成についても検討いたします。</p> <p>また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込み角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した地域住民や関係団体等のご意見も踏まえた客観的な予測及び評価を行い、影響の回避又は十分な低減に努めます。</p> <p>なお、フォトモンタージュのベースとなる写真撮影は天候が良く、視界の良好な日に実施いたします。</p>
9	<p><b>■人と自然のふれあいの場調査</b>  植物や自然景観を楽しむ金浦原生花園と閑静な温泉地である旭温泉周辺は自然にふれあうための重要な場所であるため、調査対象とし事業区域から除外すべきです。</p>	<p>ご指摘の金浦原生花園と遠別旭温泉については人と自然のふれあいの場の調査対象としています。そのほかの評価項目も含めて事業区域からの除外も含め、影響の回避又は十分な低減に努めます。</p>
10	<p><b>■植物</b>  事業計画区域には保安林が含まれ、特に大沢地区には広大な保安林が含まれます。保安林は事業対象から除外し調査対象区域から除外すべきです。</p>	<p>今後実施する現地調査において、植生の分布状況等を把握し、影響の程度を適切に予測及び評価をまいります。</p> <p>その上で、各種の影響の程度について専門家等の助言を踏まえ適切に予測したうえで、回避・低減の必要性を判断してまいります。</p> <p>なお、弊社では過去にも保安林内で風力発電事業を実施した実績がございますが、その際には関連する林野官庁により保安林の機能を損なわないような事業計画となっているか厳しく審査いただく仕組みとなっています。</p>
11	<p><b>■鳥類</b>  全般的に 1 回当たりの調査日数・調査時間・時間帯を示すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般鳥類  日本海側の沿岸は日本と樺太を結ぶ小鳥類を中心とした鳥類の主要な渡り経路ですので、その実態を明らかにするためにレーダー調査により渡りの実態調査を行うべきです。</li> <li>・希少猛禽類  1 回の調査で 3 日間以上・6 時間以上/1 日実施すべきです。2 営巣期の実施月を示すべきです。海ワシ類が利用するため冬季も毎月実施すべきです。</li> <li>・渡り鳥  渡り鳥の渡り季節は限定されているため、どの種を対象にするか明示したうえで上中下旬の単位で示し、渡りの時期を逃さないよう 1 回で 5 日以上実施すべきです。</li> </ul>	<p>調査日数・調査時間・時間帯については、専門家等の助言を踏まえて、周辺の鳥類の状況を把握できる計画としてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

12	<p>■累積的影響の評価 近隣には多くの風力発電施設が計画・稼働していますので、累積的影響を評価すべきです。</p>	<p>近隣の風力発電施設との累積的影響について、対象事業実施区域内において稼働している「ユーラス天塩ウインドファーム」、「ユーラス遠別ウインドファーム」については、騒音調査を当該施設の稼働時に実施するなど、施設の影響を含めて予測評価を実施する予定です。</p> <p>それとともに、近隣の他の風力発電所については可能な限り情報収集を行い、必要項目について累積的影響について予測、評価し、環境保全措置の検討を行います。</p>
13	<p>■地域協議会の設置と情報の公開 これらの環境影響評価の情報を地域の利害関係者が参加する開かれた場で共有し意見を述べるができる協議会を作るべきです。</p> <p>以上</p>	<p>事業者と地域住民や利害関係者が意見交換をする場としては、事業者が開催する住民説明会がございます。</p> <p>その他弊社では、環境影響評価手続き以外の個別の説明会等の実施しており、今後も必要に応じ実施を検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

方法書についての提出された意見と事業者の見解(2)

【意見書その4】

No.	一般の意見	事業者の見解
14	<p>1) 計画段階環境配慮書から大幅な事業拡大は行うべきではない</p> <p>計画段階環境配慮書は、事業の早期段階における環境配慮を図るため、事業の位置・規模等の計画の立案段階において環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行い、その結果をまとめたものである。その際に、対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、地域住民、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされている。本事業の環境影響評価方法書（本アセス図書）の対象事業実施区域は、動植物の分布や生態系、騒音などの状況を考慮して、計画段階環境配慮書の事業実施想定区域から区域を絞り込んでいる。しかし、総出力は配慮書では 35 万 kW 程度であったが、本アセス図書では 65 万 kW 程度と約 1.86 倍と大幅に増加している。また設置基数も計画段階環境配慮書では 70～80 基程度であったが、本アセス図書では 90～100 基に増加している。このような環境影響評価手続き上での大幅な事業拡大は、計画段階における環境配慮の手続きを蔑ろにしているといわざるをえず、大幅な事業拡大は行うべきではない。</p>	<p>風況解析及び環境配慮の観点から事業実施区域の範囲を絞り込んだうえで、初期段階の造成設計を行ったところ、配慮書時点で想定していた基数を上回る基数が配置可能であることが判明致しました。また、風車メーカーとの協議から単機出力の大きい風車が将来的にリリースされる可能性が見込めることが判明したことを踏まえて、出力および基数が増加となったものです。</p> <p>なお、本事業は単純に事業拡大するものではなく、調査・予測・評価の結果次第では準備書作成時に事業規模の縮小も検討します。</p>
15	<p>2) 調査地点の追加が必要である</p> <p>北里牧場地区サラキタナイ川での、水の濁りの調査地点（浮遊物質量及び流量）（図 6.2-3）と動物調査地点（魚類、底生動物）（図 6.2-10）が不足している。サラキタナイ川の中流部には人造湖の更岸貯水池があり、貯水池の上下流では河川環境が大きく異なっている。しかしサラキタナイ川での水の濁りの調査地点と動物調査地点は更岸貯水池よりも下流の TK-W1 と TK-W3 の各 2 箇所のみで実施予定である。風力発電機設置は更岸貯水池上流でも計画されており、風力発電機設置により河川環境への影響が想定されることから、サラキタナイ川の更岸貯水池よりも上流でも水の濁りの調査地点（浮遊物質量及び流量）と動物調査地点（魚類、底生動物）を設置すべきである。</p> <p>本アセス図書によると、遠別富士見地区での動物等の調査地点は各植生タイプ 1 箇所ずつ実施予定であり、動物調査地域の調査地点（哺乳類、昆虫類及びコウモリ）の 10 箇所中 9 箇所（図 6.2-22、図 6.2-24）、調査経路（一般鳥類）の 6 箇所中 5 箇所（図 6.2-23）は対象事業実施区域西側で実施予定である。しかし、対象事業実施区域の東側は植生自然度 9（自然林）に該当する針広混交林や針葉樹林が広く分布し、本事業の実施によって自然環境への影響が強く懸念される。特に針広混交林の面積は広範であることから、針広混交林で動物調査を合計で 3～4 か所程度調査を行うべきである。</p>	<p>調査地点については、現地調査前に専門家等からの助言を得ながら、事業による影響を適切に把握し、予測及び評価を実施できる地点を必要に応じて設定します。</p>
16	<p>3) 専門家等へのヒアリングの精査が必要である</p> <p>対象事業実施区域は南北約 30km と広域にわたり、第 6 章の「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」は対象事業実施区域を 3 地域に分けて、各実施項目を記述している。しかし、専門家等へのヒアリング結果は、地区ごとに別表扱いであるが（表 6.2-1、表 6.2-26、表 6.2-51）、まったく同じ内容が掲載されている。計画エリアが広域にわたるため、各地区で自然環境は異なっており、それに合わせて専門家等へのヒアリング内容も地区ごとに精査して掲載すべきである。</p>	<p>専門家等へのヒアリングは調査地区毎に確認を行っております。ヒアリング結果によれば、全調査地区に共通するものと考えられるご意見も多かったことから、全地区で留意すべきこととして反映したのになります。なお、現地調査の地点設定については専門家等からの指摘事項や各調査地区の環境区分も考慮しながら行いました。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

17	<p>4) 本アセス図書を常時公開すべきである</p> <p>本アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとはいえ、縦覧期間が1ヶ月程度と短く、また縦覧場所も限られている。インターネット上で閲覧は可能ではあるが、印刷やダウンロードができないため、縦覧期間終了後は、アセス図書の内容が実際の計画地の状況と齟齬がないかの確認が難しい。</p> <p>地域住民や利害関係者等が常時、容易に精査できることが、環境影響評価の信頼性にもつながるものであり、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。全事業の環境影響評価図書を常時公開している事業者もあり、閲覧可能期間を短くしている本事業者の対応は不親切といわざるを得ない。閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>インターネットで公開される環境影響評価図書の印刷やダウンロードを不可としている理由としてデータの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は出来ないものと考えています。</p> <p>しかしながら、住民等との相互理解の観点からも重要な課題と考えておりますので、環境影響評価図書の公表義務期間以降の継続公開と合わせて、引き続き社内協議を行いながら閲覧者の理解を得られる公開方法を模索し、検討してまいります。</p> <p>なお、電子縦覧の期間については次段階の環境影響評価図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能とし、より長い期間閲覧いただけるように配慮しました。</p>
----	---	---

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

# 資 料

- ・ 1. 公告、おしらせ
- ・ 2. 縦覧状況
- ・ 3. ご意見記入用紙

# 1. 公告、お知らせ

1) 日刊新聞による公告

・令和5年6月1日（木）付 北海道新聞（日刊）

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので次の通り公告致します。

一、事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
代表取締役社長 諏訪部 哲也  
事業者の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

二、第一種事業の名称 種類 規模  
（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業  
風力（陸上）  
発電設備出力 65万キロワット程度

三、対象事業実施区域 北海道天塩郡天塩町、天塩郡遠別町及び  
苫前郡初山別村に属する区域

四、関係地域の範囲 北海道天塩郡天塩町、天塩郡遠別町及び  
苫前郡初山別村

五、縦覧の場所 北海道宗谷総合振興局環境生活課  
北海道留萌振興局環境生活課  
天塩町役場、天塩町役場雄信内支所  
遠別町役場、遠別町生涯学習センター  
初山別村役場（いずれも開庁・開館時のみ）

電子縦覧 <https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/>  
期 間 令和5年6月1日（木）～令和5年7月14日（金）

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備付けの意見書箱へ投函するか、令和5年7月14日（金）迄に「八、問い合わせ先」へ郵送（当日消印有効）ください。

七、説明会場所・日時  
天塩町：令和5年6月23日（金）19時～21時  
天塩町福祉会館（天塩町海岸通5丁目）  
初山別村：令和5年6月24日（土）10時～12時  
初山別村自然交流センター  
（初山別村初山別155-1）  
遠別町：令和5年6月24日（土）15時～17時  
遠別町生涯学習センター（マナビイ）  
（遠別町本町4丁目）

八、問い合わせ先  
株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号  
T1050001 東京都区虎ノ門四丁目三番十三号  
ヒューリック神谷町ビル7階  
国内事業企画部 環境アセスメント担当  
電話 03(5404)5337  
※報道機関の方：広報IR部 03(5404)5340  
（土日祝日を除く9時15分～12時13時～17時半迄）

・令和5年6月1日（木）付 日刊留萌

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
代表取締役社長 諏訪部 哲也  
事業者の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

二、第一種事業の名称 種類 規模  
（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業  
風力（陸上）  
発電設備出力 65万kW程度

三、対象事業実施区域 北海道天塩郡天塩町、天塩郡遠別町及び  
苫前郡初山別村に属する区域

四、関係地域の範囲 北海道天塩郡天塩町、天塩郡遠別町及び  
苫前郡初山別村

五、縦覧の場所 北海道宗谷総合振興局環境生活課  
北海道留萌振興局環境生活課  
天塩町役場、天塩町雄信内支所  
遠別町役場、遠別町生涯学習センター  
初山別村役場（いずれも開庁・開館時のみ）

電子縦覧 <https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/>  
期 間 令和5年6月1日（木）～令和5年7月14日（金）

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備付けの意見書箱へ投函するか、令和5年7月14日（金）迄に「八、問い合わせ先」へ郵送（当日消印有効）ください。

七、説明会場所・日時  
天塩町：令和5年6月23日（金）19時～21時  
天塩町福祉会館  
（天塩町海岸通5丁目）  
初山別村：令和5年6月24日（土）10時～12時  
初山別村自然交流センター  
（初山別村初山別155-1）  
遠別町：令和5年6月24日（土）15時～17時  
遠別町生涯学習センター（マナビイ）  
（遠別町本町4丁目）

八、問い合わせ先  
株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号  
T1050001 東京都区虎ノ門四丁目三番十三号  
ヒューリック神谷町ビル7階  
国内事業企画部 環境アセスメント担当  
電話 03(5404)5337  
※報道機関の方：広報IR部 03(5404)5340  
（土日祝日を除く午前9時15分から午前12時、午後1時から午後5時30分迄）

## 2) インターネットによるお知らせ

### ・北海道のウェブサイト

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/100751.html>)



HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 案件個票\_法76\_(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業

## 案件個票\_法76\_(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業

### 法76:(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業

事業名	(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業	
事業者	株式会社ユースエナジーホールディングス	
事業の種類	風力発電所	
事業の規模	650,000kW程度	
事業実施区域	天降町、遠別町、初山別村	
関係市町村	天降町、遠別町、初山別村	
記述書	公表日	令和4年(2022年)12月17日
	縦覧期間	令和4年(2022年)12月17日～令和4年(2022年)3月22日
	縦覧場所	北海道庁社会経済環境部議室 北海道留萌経済環境部議室 天降町役場 天降町生涯学習センター 遠別町役場 遠別町生涯学習センター 初山別村役場 情報センター 遠別町環境創造センター 遠別町生涯学習センター
	インターネットによる公表	<a href="#">事業書ウェブサイト</a>
	説明会	
	一般意見提出期間	令和4年(2022年)3月22日
	知事意見	令和4年(2022年)5月30日 <a href="#">知事意見はこちら</a>
	公債日	令和5年(2023年)6月1日
	縦覧期間	令和5年(2023年)6月1日～令和5年(2023年)7月14日
	縦覧場所	北海道庁社会経済環境部議室 北海道留萌経済環境部議室 天降町役場 天降町生涯学習センター 遠別町役場 遠別町生涯学習センター 初山別村役場
方法書	インターネットによる公表	<a href="#">事業書ウェブサイト</a>
	説明会	天降町福祉会館 令和5年(2023年)6月23日(金) 19:00～21:00 初山別村自然交流センター 令和5年(2023年)6月24日(土) 10:00～12:00 遠別町生涯学習センター(マナビイ) 令和5年(2023年)6月24日(土) 15:00～17:00
	一般意見提出期間	令和5年(2023年)7月14日
	知事意見	
	公債日	
	縦覧期間	
準備書	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
	説明会	
	一般意見提出期間	
	公債日	
評価書	公債日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
事後調査報告書	インターネットによる公表	
	公表日	
公表方法等		

### カテゴリー

- > お知らせ
- > 環境影響評価

### 環境保全局環境政策課メニュー

- ① 注目情報
- ② 入札情報等
  - > 入札
  - > パブコム
  - > 公募
- ③ トピックス
- ④ 関連機関
- ⑤ 関連リンク
- ⑥ 政策一覧
  - > 行政情報
  - > 環境政策
  - > 環境教育
  - > 協働・普及啓発
  - > 環境影響評価
  - > 特定の開発行為
  - > 水道・飲用井戸
  - > 大気・水環境 公害防止




## ・天塩町のウェブサイト

(<https://www.teshiotown.hokkaido.jp/?p=21950>)

HOKKAIDO TESHIO TOWN  
天塩町

町の紹介 町政・施策 くらし・手続き 健康と福祉 子育て・教育 農林漁業



### (仮称) 留萌北部(沿岸) 広域風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

北海道天塩町 > 新着情報 > (仮称) 留萌北部(沿岸) 広域風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について  
ページ更新日: 2023年05月26日 カテゴリー: 新着情報

#### 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
代表者: 代表取締役社長 諏訪部 哲也  
所在地: 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階

#### 対象事業の名称、種類及び規模

事業名称: (仮称) 留萌北部(沿岸) 広域風力発電事業  
種類: 風力発電所設置事業  
規模: 約650,000kW (定格出力4,000kW級~7,000kWの風力発電機を約90~100基程度設置)

#### 対象事業実施区域の位置

北海道天塩町、遠別町、初山別村の一部

#### 縦覧

##### 縦覧の場所及び開庁・開館日時

- 天塩町役場 (平日8:30~17:15 (土、日、祝日を除く))
- 雄信内支所 (平日8:30~17:15 (土、日、祝日を除く))

##### 縦覧期間

令和5年6月1日(木) ~ 令和5年7月14日(金)

##### インターネットによる公表

[事業者のホームページ](#) において令和5年6月1日(木) ~ 令和5年7月14日(金) までご覧いただけます。

#### 住民説明会の開催について

##### 住民説明会の場所及び日時について

天塩町福祉会館 (天塩町海岸通5丁目) 6月23日(金) 19:00~21:00

#### お問い合わせ先

住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階  
事業所名: 東京本社  
担当者名: 国内事業企画部 (環境アセスメント担当)  
担当者連絡先: 03-5404-5337 (報道機関の方: 広報IR部 03-5404-5340)

## ・遠別町のウェブサイト

(<http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/docs/2022021700040/>)

ご利用案内 背景色 白 青 黒 ふりがなをつける よみあげる 文字サイズ 小さく 標準 大きく

遠別町 Embetsu Town

スマートフォンサイト 携帯サイト

キーワード検索 検索 組織から探す お問い合わせ サイトマップ

トップ 暮らし 健康・福祉 教育・文化 観光・魅力 産業・しごと 行政・まちづくり 防災

TOP > 組織 > 企画振興係  
TOP > 分野 > 環境, 広報・公聴  
TOP > 属性 > 資料

**(仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について**

2023年6月1日

(仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業に係る環境影響評価方法書を、下記のとおり縦覧いたしますので、お知らせします。

#### 【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称：株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
代表者：代表取締役社長 諏訪部 哲也  
所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階

#### 【対象事業の名称、種類及び規模】

事業名称：(仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業  
種類：風力発電所設置事業  
規模：約650,000kW (定格出力4,000kW級～7,000kW級の風力発電機を約90～100基程度設置)

#### 【対象事業実施区域の位置】

北海道天塩町、遠別町、初山別村の一部

#### 【縦覧】

- 縦覧の場所及び開庁・閉館日時：  
遠別町役場 (平日8:30～17:15 (土、日、祝日を除く))  
遠別町生涯学習センター (月曜～日曜9:00～17:00)
- 縦覧期間：令和5年6月1日 (木) ～令和5年7月14日 (金)
- インターネットによる公表  
事業者のホームページにおいて令和5年6月1日 (木) ～令和5年7月14日 (金) までご覧いただけます。  
URL:<https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/>

#### 【住民説明会の開催について】

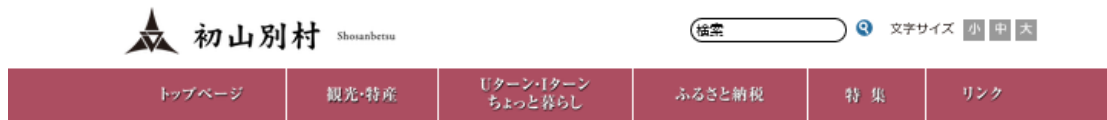
住民説明会の場所及び日時について  
遠別町：遠別町生涯学習センター (マナビィ) (遠別町字本町4丁目) 6月24日 (土) 15:00～17:00

#### 【お問い合わせ先】

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階  
事業所名：東京本社  
担当者名：国内事業企画部 (環境アセスメント担当)  
担当者連絡先：03-5404-5337  
(報道機関の方：広報IR部 03-5404-5340)

・ 初山別村ウェブサイト

( <http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/shosanbetsu/?division=%e7%95%99%e8%90%8c%e5%8c%97%e9%83%a8%ef%bc%88%e6%b2%bf%e5%b2%b8%ef%bc%89%e5%ba%83%e5%9f%9f%e9%a2%a8%e5%8a%9b%e7%99%ba%e9%9b%bb%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e7%92%b0%e5%a2%83%e5%bd%b1%e9%9f%bf%e8%a9%95%e4%be%a1> )



トップページ > 留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書の概観について

各課からのお知らせ

- 企画振興室  
kikakushinkoushitsu
- 総務課  
soumuka
- 住民課  
juuminka
- 経済課  
keizaika
- 教育委員会  
kyouikuinikai
- 議会事務局  
gikaijimukyoku
- 農業委員会  
nouyouinikai

留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書の概観について

2023.6.1  
企画振興室

詳細はこちらをご覧ください。

クリック

電子版の概観についてはこちらをご覧ください。

<https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/>

- 暮らしの情報
- 各種届出
- 各種証明
- 暮らし
- 健康・福祉
- 医療給付
- 在宅

- 防災
- 防災計画
- ハザードマップ
- 避難勧告マニュアル
- 防災の手引き

- 広報しよさんべつ 議会だより
- バックナンバー

- 行政
- 各種事業計画
- 行政情報
- 各課からのお知らせ
- 例規集

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称：株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
代表者：代表取締役社長 諏訪部 哲也  
所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階

【対象事業の名称、種類及び規模】

事業名称：(仮称)留萌北部（沿岸）広域風力発電事業  
種類：風力発電所設置事業  
規模：約 650,000kW（定格出力 4,000kW 級～6,000kW 級の風力発電機を約 90～100 基程度設置）

【対象事業実施区域の位置】

北海道天塩町、遠別町、初山別村の一部

【概観】

- 概観の場所及び開庁・開館日時：  
初山別村役場（平日 8:30～17:15（土、日、祝日を除く））
- 概観期間  
令和 5 年 6 月 1 日（木）～令和 5 年 7 月 1 4 日（金）
- インターネットによる公表  
事業者のホームページにおいて令和 5 年 6 月 1 日（木）～令和 5 年 7 月 1 4 日（金）までご覧いただけます。  
URL: <https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/>

【住民説明会の開催について】

・住民説明会の場所及び日時について  
初山別村：自然交流センター 令和 5 年 6 月 24 日(土)10 時～12 時

お問い合わせ先

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階  
事業所名：東京本社  
担当者名：国内事業企画部（環境アセスメント担当） 担当者連絡先：03-5404-5337  
（報道機関の方：広報 1R 部 03-5404-5340）

・(株)ユーラスエネルギーホールディングスのウェブサイト  
(<https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/>)



私たちについて

事業案内

発電所のご案内

地域の皆さまと共に

企業情報

お知らせ

English

한국어

お問い合わせ

採用情報

2023.05.26 更新

## (仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業 環境影響評価方法書の公表、縦覧について

TOP / 環境影響評価 / (仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業

令和5年6月1日  
株式会社ユーラスエネルギーホールディングス

当社は、令和5年5月31日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事及び天塩町長、遠別町長、初山別村長に送付しました。  
方法書及び要約書を環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。



### 一 計画概要

対象事業の名称	(仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業 (陸上)
対象事業の規模	発電所出力 650,000kW程度 (定格出力4,000kW～7,000kWの風力発電機を90～100基程度設置)
対象事業実施区域の位置	北海道天塩郡天塩町、天塩郡遠別町、苫前郡初山別村に属する区域

### 一 縦覧について

縦覧の場所及び開庁・開館日時	北海道 宗谷総合振興局環境生活課 (平日8:45～17:30 (土、日、祝日を除く)) 留萌振興局環境生活課 (平日8:45～17:30 (土、日、祝日を除く)) 天塩町 天塩町役場 (平日8:30～17:15 (土、日、祝日を除く)) 天塩町役場雄信内支所 (平日8:30～17:15 (土、日、祝日を除く)) 遠別町 遠別町役場 (平日8:30～17:15 (土、日、祝日を除く)) 遠別町生涯学習センター (火曜～日曜9:00～22:00 (月曜休館日)) 初山別村 初山別村役場 (平日8:30～17:15 (土、日、祝日を除く)) ※開庁・開館日時の記載はご参考としていただき、最新の情報をご確認ください。
縦覧期間	令和5年6月1日 (木) から7月14日 (金) まで 加えて、縦覧場所にて意見書の提出期日まで閲覧可能、電子縦覧は次の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。
縦覧時間	開庁、開館時
電子縦覧	当ページにて電子公表を実施いたします。 ( <a href="https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/">https://www.eurus-energy.com/assessment/56837/</a> )

## — 意見書の提出について

提出方法	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間	令和5年6月1日（木）から令和5年7月14日（金）まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について

（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書

 [180 KB]

## — 住民説明会の開催について

住民説明会の場所及び日時について

天塩町：天塩町福祉会館（天塩町海岸通5丁目）6月23日（金） 19:00～21:00

初山別村：初山別村自然交流センター（初山別村初山別155-1）6月24日（土） 10:00～12:00

遠別町：遠別町生涯学習センター（マナビィ）（遠別町本町4丁目）6月24日（土） 15:00～17:00

## — お問い合わせ

住所	株式会社ユーラスエナジーホールディングス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
担当	国内事業企画部（環境アセスメント担当）
電話番号	03-5404-5337 （報道機関の方：広報IR部 03-5404-5340）
お問い合わせ時間	土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

## — 方法書

[方法書の縦覧はこちら](#)



## — 方法書及び要約書について

方法書及び要約書は、次の図書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書の著作権は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに帰属します。著作権者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図（タイル）を使用及び複製したものです。

## 2. 縦覧状況

## 縦覧状況

### 1) 地方公共団体庁舎

- ・北海道宗谷振興局環境生活課

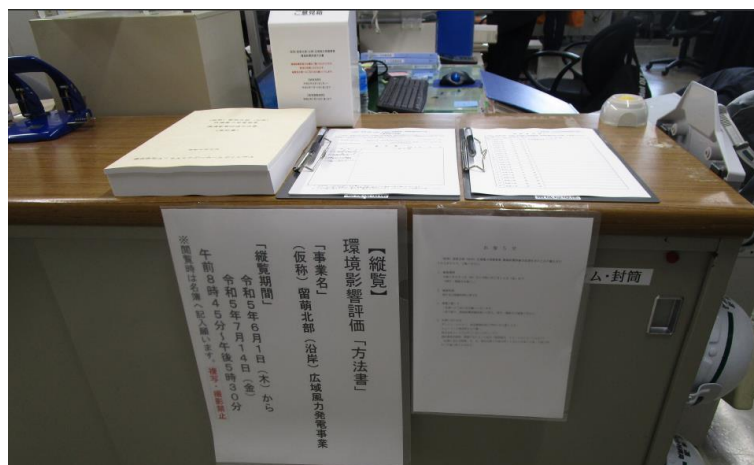


写真-1 縦覧設置状況

- ・北海道留萌振興局環境生活課



写真-2 縦覧設置状況



・天塩町役場

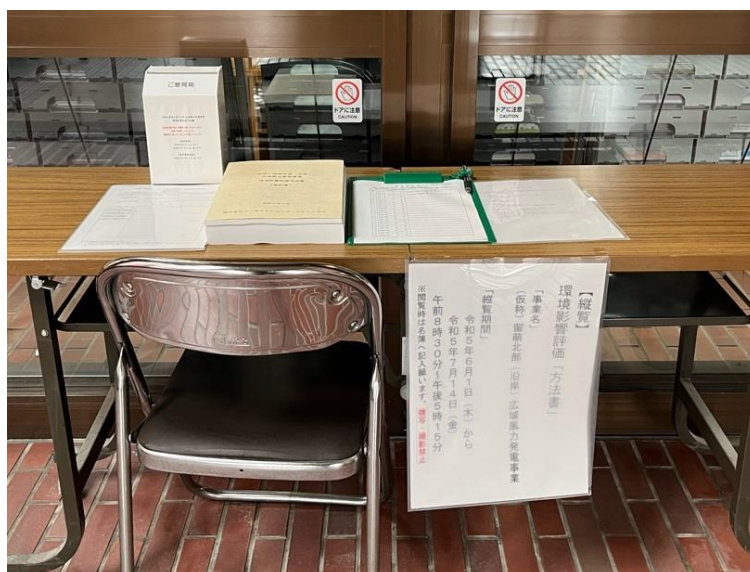


写真-3 縦覧設置状況

・天塩町役場雄信内支所



写真-4 縦覧設置状況